



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月25日火曜日 第2481号

## ◇ 目 次 ◇

施術機関の指定.....	(保健福祉課) ...	489
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...	489
指定医療機関の辞退.....	( " ) ...	489
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...	490
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	( " ) ...	490
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...	490
介護機関(地域包括支援センター)の指定.....	( " ) ...	490
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	( " ) ...	491
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の休止の届出.....	( " ) ...	491
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の再開の届出.....	( " ) ...	491
指定居宅サービス事業者の指定.....	(長寿介護課) ...	491
指定居宅介護支援事業者の指定.....	( " ) ...	492
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	492
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	492
指定居宅介護支援事業の廃止.....	( " ) ...	493
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	493
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	493
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示.....	( " ) ...	493
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	(会計課) ...	494
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	494

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	(男女参画・県民協働課) ...	495
争議行為の通知の公表.....	(劳政雇用課) ...	495

## 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	(監査事務局) ...	495
--------------------	-------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第749号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成25年6月25日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
宮内 さゆり	宮内 さゆり	伊予郡松前町大字筒井1260番地 江川団地417号	平成25年 5月22日

### ○愛媛県告示第750号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年6月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
永井歯科医院	永井 一 臣	八幡浜市1475-9	平成25年 5月21日
尾上内科	尾上 豊 明	八幡浜市郷4番耕地358-8	平成25年 5月28日

### ○愛媛県告示第751号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成25年6月25日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞 退 年 月 日
さおの森歯科クリニック	長野 寛 志	四国中央市妻鳥町2099-15	平成25年 7月1日

## ○愛媛県告示第752号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
たんぼば薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	たんぼば薬局宇和島店	宇和島市丸之内2-1-5	平成25年5月1日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局近見店	今治市近見町二丁目甲32-1	平成25年5月29日
株式会社あけぼの	宇和島市丸穂町一丁目1番53号	ヘルパーステーションあいか	宇和島市高串2番耕地191番地1	平成25年6月1日

## ○愛媛県告示第753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成25年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社春風	宇和島市和霊町1534番地3	指定居宅介護支援事業所春風	宇和島市和霊町1534番地3	平成25年5月15日

## ○愛媛県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
たんぼば薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	たんぼば薬局宇和島店	宇和島市丸之内2-1-5	平成25年5月1日
社会福祉法人回生会	西条市飯岡3383番地	ヘルパーステーション福武荘	西条市飯岡3381番地2	平成25年5月21日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局近見店	今治市近見町二丁目甲32-1	平成25年5月29日
株式会社あけぼの	宇和島市丸穂町一丁目1番53号	ヘルパーステーションあいか	宇和島市高串2番耕地191番地1	平成25年6月1日

## ○愛媛県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（地域包括支援センター）を次のように指定した。

平成25年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（地域包括支援センター）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人順天会	今治市北日吉町一丁目10番50号	今治市地域包括支援センター日吉・近見	今治市北日吉町一丁目10番20号	平成25年4月1日

○愛媛県告示第756号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	(変更後) デイサービスいこっと	八幡浜市保内町宮内1番耕地324番地	平成25年 5月15日
		(変更前) デイサービスセンターアクティブ保内		

○愛媛県告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
株式会社早蕨	八幡浜市日土町1番耕地256番地	居宅介護支援事業所さわらび	八幡浜市日土町1番耕地256番地	平成25年 6月1日

○愛媛県告示第758号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように再開した旨の届出があった。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	再開に係る居宅介護支援事業を行う事業所		再開年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	デイサービスセンターアクティブ保内	八幡浜市保内町宮内1番耕地324番地	平成25年 5月15日

○愛媛県告示第759号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人砥部寿会	ライフリハデイサービスあったか	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1171番地2	平成25年 5月1日	通所介護
社会福祉法人砥部寿会	ヘルパーステーションあったか	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1171番地2	平成25年 5月1日	訪問介護
株式会社みずき	ヘルパーステーションみずき	愛媛県宇和島市川内甲957番地4	平成25年 5月1日	訪問介護
株式会社夢と希望の会	デイサービス新谷の家	愛媛県大洲市新谷甲318番地	平成25年 5月1日	通所介護
株式会社ケイズ	訪問介護あすなる北内	愛媛県新居浜市北内町一丁目2番26号	平成25年 5月1日	訪問介護

株式会社ケイズ	あすなる北内チヨの里	愛媛県新居浜市北内町一丁目 2 番26号	平成25年 5月 1日	通所介護
有限会社エディア	スポーツデイ歩風里ふるみつ	愛媛県松山市古三津 2 丁目 8 番13号	平成25年 5月17日	通所介護
社会福祉法人光明会	せせらぎ短期入所生活介護事業所	愛媛県西条市大町736番地 1	平成25年 5月27日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第760号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社夢と希望の会	居宅介護支援事業所夢と希望	愛媛県大洲市新谷甲318番地	平成25年 5月 1日	居宅介護支援
医療法人弘仁会	ケアプランセンター共立病院	愛媛県西条市三津屋南 9 番10	平成25年 5月 1日	居宅介護支援
合同会社春風	指定居宅介護支援事業所春風	愛媛県宇和島市和霊町1534番地 3	平成25年 5月15日	居宅介護支援

○愛媛県告示第761号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人砥部寿会	ライフリハデイサービスあったか	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1171番地 2	平成25年 5月 1日	介護予防通所介護
社会福祉法人砥部寿会	ヘルパーステーションあったか	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1171番地 2	平成25年 5月 1日	介護予防訪問介護
株式会社みずき	ヘルパーステーションみずき	愛媛県宇和島市川内甲957番地 4	平成25年 5月 1日	介護予防訪問介護
株式会社夢と希望の会	デイサービス新谷の家	愛媛県大洲市新谷甲318番地	平成25年 5月 1日	介護予防通所介護
株式会社ケイズ	訪問介護あすなる北内	愛媛県新居浜市北内町一丁目 2 番26号	平成25年 5月 1日	介護予防訪問介護
株式会社ケイズ	あすなる北内チヨの里	愛媛県新居浜市北内町一丁目 2 番26号	平成25年 5月 1日	介護予防通所介護
有限会社エディア	スポーツデイ歩風里ふるみつ	愛媛県松山市古三津 2 丁目 8 番13号	平成25年 5月17日	介護予防通所介護
社会福祉法人光明会	せせらぎ短期入所生活介護事業所	愛媛県西条市大町736番地 1	平成25年 5月27日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第762号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人恕風会	介護老人保健施設ひまわり	愛媛県大洲市徳森1508番地 1	平成25年 5月31日	訪問リハビリテーション

医療法人恕風会	介護老人保健施設長浜ひまわり	愛媛県大洲市柴甲1422番地 3	平成25年 5 月31日	訪問リハビリテーション
医療法人社団栗整形外科病院	デイサービスどんぐり	愛媛県四国中央市中之庄町402番地 5	平成25年 5 月31日	通所介護

○愛媛県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 6 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人亀天会	今治丁亥居宅介護支援事業所	愛媛県今治市高部乙129番地 6	平成25年 5 月 1 日	居宅介護支援

○愛媛県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 6 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人恕風会	介護老人保健施設ひまわり	愛媛県大洲市徳森1508番地 1	平成25年 5 月31日	介護予防訪問リハビリテーション
医療法人恕風会	介護老人保健施設長浜ひまわり	愛媛県大洲市柴甲1422番地 3	平成25年 5 月31日	介護予防訪問リハビリテーション
医療法人社団栗整形外科病院	デイサービスどんぐり	愛媛県四国中央市中之庄町402番地 5	平成25年 5 月31日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第765号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 6 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊予市両澤字大山乙43から乙45まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大山乙43から乙45まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第766号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成25年4月愛媛県告示第476号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 6 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
上浮穴郡久万高原町柳井川字稲村8562、8563	上浮穴郡柳谷村大字柳井川8886番地 電 井 巖	森林所有者
上浮穴郡久万高原町柳井川字稲村8564	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1898番地 永 井 竹 次	"
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷25	伊予市双海町高岸甲1211番地 1 藤 田 伊勢松	"

上浮穴郡久万高原町西谷字名荷26	上浮穴郡柳谷村大字西谷甲944番地 藤岡吉藏	"
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷132、423	栃木県宇都宮市豊郷台二丁目17番地19 池内幸一	"
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷1333、1335	北宇和郡広見町大字中野川567番地 岡利光	"
上浮穴郡久万高原町西谷字本谷12327	大阪府堺市深井水池町461番地24 古山司	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村1512、1513	松山市正円寺四丁目9番31号 正岡成一郎	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村1514から1517まで、1523から1529まで	上浮穴郡柳谷村大字柳井川イ29番戸 小坂鶴五郎	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村3299、3300の1、3300の2	上浮穴郡柳谷村大字柳井川12500番地 高岸勝繁	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3992	上浮穴郡柳谷村大字柳井川12695番地1 久保桂藏	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6479	上浮穴郡柳谷村大字柳井川15118番地2 片岡道弘	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6546	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1940番地 銚石友義	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6557	高知縣高岡郡別府村別枝1542番地 吉村作弥	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6560、6571	高知縣高岡郡別府村別枝1380番地 小野菊弥	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6565、6653	高知県高岡郡別府村別枝1404番地 藤崎眞實	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6566から6570まで	高知縣高岡郡別府村別枝125番屋敷 北添菊弥	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6573、6581	高知県高岡郡仁淀村別枝1381番地 吉村千鶴	"

上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6574から6578まで、6588、6612	上浮穴郡柳谷村大字柳井川15866番地 大野萬吉	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6580	高知縣高岡郡別府村別枝122番屋敷 中添庄太郎	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6591、6596	上浮穴郡柳谷村大字柳井川15022番地 倉橋道直	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6593	松山市山越二丁目22番地 久原トヨ子	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6599、6600	上浮穴郡柳谷村大字柳井川14200番地 岡村盛	"
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6608	上浮穴郡柳谷村大字柳井川15866番地 大野久壽栄	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第767号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第27号	八幡浜市松柏丙654番地	愛媛県立八幡浜高等学校 PTA会長 泉 俊 也	八幡浜市松柏丙654番地 愛媛県立八幡浜高等学校内	平成25年 5月13日

○愛媛県告示第768号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 6月25日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第15号 平成25年 6月13日	伊予郡松前町大字昌農内字天王645番3、645番4	伊予郡松前町大字西古泉140番地1 プライムJ107号 平 井 志 郎

○愛媛県告示第769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 6月25日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第16号 平成25年 6月13日	伊予市上吾川字横内甲1265番 5	松山市空港通2丁目9番21号 フォールトロワ白石303号 福 岡 淳

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月 7日	特定非営利活動法人サポートセンター虹	野 本 義 則	松山市福角町甲1302番地 1	この法人は、知的障害のある人（以下、「障害者」という。）とその家族が中心となり、介助や支援を必要とする障害者及びその家族に対して、障害者の就労支援及び自立支援並びに障害者に係る財産管理等に関する事業を行ない、障害者が地域の中で将来的に安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月12日	特定非営利活動法人ふうしすてむ	川 崎 壽 洋	松山市木屋町3丁目12-7	本法人は、障害を持つ人々が、精神的・社会的に自立して、社会参加・就労できるようになるために、コンピュータやその周辺領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する事業を行うとともに、他の障害者支援団体との交流事業を行うことで障害者の社会への完全参加と自立に役立つことを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年 6月17日あったので公表する。

平成25年 6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成25年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成25年 7月 1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年 6月25日

愛媛県監査委員 岸 新  
同 住 田 省 三  
同 笹 岡 博 之  
同 佐 伯 満 孝

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
循環型社会推進課	平成24年 8月28日

(監査の結果)

収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
17年度	6 者	57,393,183	平成24年 5月31日現在

(措置の内容)

代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者からの回収に努めてきたところであるが、平成25年 2月末日現在における収入未済額は57,393,183円となっている。

ついで、代執行費用の4分の3の助成を受けている財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と協議するとともに、愛媛県債権管理推進連絡会議での検討結果を踏まえ、適切な措置を講じていくこととしている。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

医 療 対 策 課

平成24年 8月10日

(監査の結果)

看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
22年度及び 23年度	2 者	858,000	平成24年 5月31日現在

(措置の内容)

看護職員修学資金貸付金償還金について、債務者に経済的余裕がないため、平成22年度要返還分384,000円(債務者Aの半年賦2回分)及び23年度要返還分474,000円(債務者Aの半年賦2回分及び債務者Bの半年賦1回分)の未収金が生じているものであり、償還指導に努めているが平成23年度中には償還されなかった。

債務者Aについては平成23年度中の指導で、1回分の納付約束があり、平成23年11月7日付けで納付の申出書を徴収したものの、履行されず、その後も継続指導を行っている。平成24年度には、直接本人と面談し、現在の状況及び今後の返還方針について確認しているところであるが、返還方針についてまだ回答が無い状況である。

債務者Bについては、電話連絡等により早期の納付を求めているが、債務者の経済事情から平成24年度末までは返還不可能な状況である。

今後も納付状況を確認し督促するほか、本人及び保証人の状況を確認し、早期の納付を働きかけたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

経 営 支 援 課

平成24年 8月28日

(監査の結果)

中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	0	958,942,530	958,942,530	平成24年 5月31日 現在
22年度	0	1,063,846,000	1,063,846,000	
差引増減	0	104,903,470	104,903,470	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	0	206,868,933	206,868,933	平成24年 5月31日 現在
22年度	0	208,225,130	208,225,130	
差引増減	0	1,356,197	1,356,197	

(設備近代化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	0	5,380,000	5,380,000	平成24年 5月31日 現在
22年度	0	31,758,998	31,758,998	
差引増減	0	26,378,998	26,378,998	

(施設共同化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	0	9,322,779	9,322,779	平成24年 5月31日 現在
22年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

(措置の内容)

高度化資金貸付金償還金については、貸付先であるA社は、平成24年 5月30日に松山地方裁判所今治支部において民事再生手続終結の決定が確定したことから、連帯保証人からの回収に努めたが、平成24年度は回収できず、収入未済額は958,942,530円となっている。引き続き、財源の一部を借り受けている独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協調しながら適切な債権管理に努めたい。

繊維工業構造改善資金貸付金償還金については、平成23年度末の収入未済額は3組合206,868,933円であったが、平成24年度には532,984円を回収した。今後とも貸付主体の中小機構と協調しながら、適切な債権管理に努めたい。

設備近代化資金貸付金償還金については、平成23年度末の収入未済額が1企業5,380,000円であり、平成24年度は業績不振のため回収できなかった。今後とも、関係金融機関と連携して事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

施設共同化資金貸付金償還金については、貸付先の組合は既に解散しており、平成15年度以降回収できず、9,322,779円は残ったままとなっている。今後とも、貸付主体の中小機構と協調しながら、適切な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

公 営 企 業 管 理 局

平成24年 6月13日

総 務 課

"

発 電 工 水 課

"

県 立 病 院 課

平成24年 6月12日

松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所

"

今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所

平成24年 6月7日

西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所

平成24年 6月13日

中 央 病 院

平成24年 6月12日

今 治 病 院

平成24年 6月7日

南 宇 和 病 院

"

新 居 浜 病 院



(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているが、実績給水率(契約給水量に対する実給水量の比率)は前年度以降上昇傾向にはあるものの、依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を継続させるための取組が望まれる。

西条地区工業用水道事業については、前年を上回る純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると231億円の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は県外企業1社に約1,000㎡を売却したが、依然として未処分地約12万㎡を有しており、今後とも早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	4,941,105	0	4,941,105
今治地区工業用水道 給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,554,283	0	6,554,283

(3) 営業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道 壬生川幹線工事負担金	1,388,852	0	1,388,852
計	1,612,916	0	1,612,916

2 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の純利益は、前年度を2億6,290万円上回る15億2,812万円を計上しており、三島病院の譲渡や、新居浜病院及び中央病院の7対1看護体制整備など、第3次財政健全化計画に基づく各種施策に取り組んだ成果が見られるところである。

しかしながら、累積欠損金はなお203億円にのぼり、一般会計等からの長期借入金105億円及び企業債の借入残高223億円と合わせ依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、一層努められたい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	291,223,714	57,015,357	348,239,071
今治病院	56,585,784	15,082,631	71,668,415
南宇和病院	36,614,348	6,913,208	43,527,556
新居浜病院	45,562,020	12,863,272	58,425,292
計	429,985,866	91,874,468	521,860,334

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	1,279,362	1,067,694	2,347,056
今治病院	138,920	44,730	183,650

南宇和病院	129,930	19,940	149,870
新居浜病院	194,510	23,840	218,350
計	1,742,722	1,156,204	2,898,926

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成24年3月31日現在 単位:円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	21,742,785	70,070	21,812,855
旧北宇和病院	6,655,900	897,373	7,553,273
計	28,398,685	967,443	29,366,128

(5) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に、引き続き努められたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備 考
13年度及び 14年度	1者	122,000	平成24年3月31日現在

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方策について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業(土地造成事業)については、職員が東予インダストリアルパークの名刺を活用してPR活動を行ったり、問合せのあった企業に対し、訪問等による営業活動を行ったが、24年度の方議実績はなかった。

しかしながら、現在も複数の企業から問合せが入っている状況であり、早期の方議に向け、今後も粘り強く営業活動を続けて参りたい。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分平成23年度末現在4,941,105円)の滞納企業2社のうち1社は既に倒産、廃業し、資産調査結果からも債権回収不能と判断していたが、平成24年10月に時効援用の申立てがあり、不納欠損処理を行った。また、事業継続中の1社からは「支払計画書」を徴し、業績等を聴取しながら計画書に則して分割払いにより回収を続けており、今後も納入指導を継続し、計画どおりの回収に努めたい。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分平成23年度末現在1,613,178円)については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見出すことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成25年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成24年3月 31日現在の未 収金
西条地区工業用水道給 水料金	1,017,415	0	1,017,415	4,941,105
今治地区工業用水道給 水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	2,630,593	0	2,630,593	6,554,283

(3) 西条地区工業用水道事業の超過料金(納期到来分平成23年度末現在224,064円)及び壬生川幹線工事負担金(納期到来分平成23年度末現在1,388,852円)については、滞納企業は既に倒産、廃業し、資産調査結果からも債権回収不能と判断していたが、平成24年10月に時効援用の申立てがあり、全額不納欠損処理を行った。

(平成25年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成24年 3月 31日現在の未 収金
西条地区工 業用水道超 過料金	0	0	0	224,064
西条地区工 業用水道壬 生川幹線工 事負担金	0	0	0	1,388,852
計	0	0	0	1,612,916

2 病院事業

(1) 第3次県立病院財政健全化計画(平成21~25年度)の経営基盤の強化、高度で良質な医療の提供、人材の育成・確保、患者サービスの向上の4つの基本目標に向かって、引き続き病院職員と本局職員が一体となって経営健全化に取り組んでいきたい。

(2) 平成24年度は、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づき、病院の各部門が連携して、未収金の発生防止・早期督促に注力したほか、弁護士法人への早期の回収委託などにより効率的に督促を行い、回収に努めた。

また、時効が到来し、実質的に回収不能となった債権について、平成25年2月議会において権利放棄の議決を受け、不納欠損処理を行った。

今後は、少額、多数の債権が発生する現状や生活困窮者が多いことを踏まえ、採算性に見合った効率的な回収対策を実施していく方針であるが、一方で、支払能力がありながら支払又は支払計画の提示がない悪質な未納者に対しては、法的措置も視野に入れた対応を進めるなど、効率的かつ効果的な回収対策を実施し、早期回収に一層努めたい。

(平成25年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成24年 3月 31日現在の未 収金
中央病院	298,952,950	57,315,603	356,268,553	348,239,071
今治病院	54,059,891	17,560,262	71,620,153	71,668,415
南宇和病院	36,461,308	4,584,900	41,046,208	43,527,556
新居浜病院	49,179,856	11,938,928	61,118,784	58,425,292
計	438,654,005	91,399,693	530,053,698	521,860,334

(3) 医療外未収金についても、個人医療未収金と同様に、効率的かつ効果的な回収対策の強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

(平成25年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	平成24年 3月 31日現在の未 収金
中央病院	1,257,462	2,138,710	3,396,172	2,347,056
今治病院	136,540	76,930	213,470	183,650
南宇和病院	114,570	8,670	123,240	149,870
新居浜病院	205,290	122,157	327,447	218,350
計	1,713,862	2,346,467	4,060,329	2,898,926

(4) 三島病院については、引き続き未払者に対する電話催告及び所在不明者に対する住所調査等に取り組み、さらなる未収金の削減に努める。

北宇和病院については、支払がない債務者について電話及び文書による催告を行うなど早期回収に努めた結果、平成24年度中に債務者15名のうち1名が完納した。今後とも、引き続き未収金削減に努力したい。

旧三島病院 (平成25年 3月31日現在 単位：円)

区 分	未 収 金	平成24年 3月31日 現在の未収金
個人医療未収金	21,662,695	21,742,785
医療外未収金	69,530	70,070
計	21,732,225	21,812,855

旧北宇和病院 (平成25年 3月31日現在 単位：円)

区 分	未 収 金	平成24年 3月31日 現在の未収金
個人医療未収金	6,372,420	6,655,900
医療外未収金	897,373	897,373
計	7,269,793	7,553,273

(5) 県立病院看護職員修学奨励金の返納金に係る未収金については、分割返納されていたが、平成24年9月末で完済された。

(平成25年 3月31日現在 単位：円)

調定年度	未 収 金	平成24年 3月31日 現在の未収金
13年度及び14年度	0	122,000